

石油危機の政治経済学(下)

ISHIGAKI, Kesakichi / 石垣, 今朝吉

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

38

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

42

(発行年 / Year)

1992-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006568>

石油危機の政治経済学（下）

石垣 今朝吉

目次

一、はじめに

二、石油危機の序奏

——アメリカにおける石油危機——

1、第一回ニクソン・エネルギー教書

2、第二回ニクソン・エネルギー教書

3、アメリカにおける「石油危機」の発生

三、OPEC創立の背景

1、OPECの創立

2、イラン石油国有化問題

3、スエズ運河国有化問題

4、世界における石油産業の変貌

（以上、本誌第三八巻第一号）

四、OPECの軌跡（以下、本号）

- 1、O P E C Cの石油戦略
- 2、O P E C Cの産油量規制策
- 3、一九六〇年代のエネルギー需要構造
- 4、O P E C Cの新たな石油政策
- 五、O P E C Cの攻勢
 - 1、第三次中東戦争
 - 2、利権協定改訂への動き
 - 六、現代資本主義と「石油危機」
——むすびに代えて——

四、O P E C Cの軌跡

1、O P E C Cの石油戦略

すでにふれたように、国際石油会社（メジャー）が行った一九五九年二月および一九六〇年八月の二回にわたる中東地域における原油公示価格の引下げは、当時資本主義世界の石油輸出量の八五%を占めていた五大原油輸出国、すなわちイラン、イラク、クウェート、サウジアラビアおよびベネズエラをしてO P E C C結成へと走らせる直接の動機をなしたのである。O P E C C創立に指導的な役割を果たしたのが、当時のベネズエラ石油鉱業大臣アルフオンソ（Perez Alfonzo）とサウジアラビア石油大臣タリキ（Abdullah H. Tariki）であったといわれる。¹⁾ 上記五カ国のうちで、ベネズエラを除いた四カ国は中東地域に位置しているが、ベネズエラはラテン・アメリカにあり、中東における

原油問題に無関係なベネズエラがOPEC創設になぜ重要な役割を担ったかは以下の事情にあるとされる。ベネズエラは中東のように公示価格ではなく、実勢価格に利益の算定基礎をおいていたために、原油の市場価格が下落するにしたがって政府の石油収入も減少した。そして石油過剰にもとづく販売競争の激化を反映して、石油会社は原油の値引き販売²⁾を行ってきたから、原油輸出量が増大しても石油収入が逆に減るといふ現象が生じてきた。その上、中東原油に比べてベネズエラ原油のコストがかなり高く、さらに利益配分方式が違っていたため、石油会社にとつては中東原油の売り込みの方がはるかに有利であったから、一九五〇年代末からの中東原油の大量の出回りに際会して、ベネズエラ原油の競争力は到底太刀打ちできなかつたのである。ベネズエラ政府はこうした事態に対処して、原油値引き販売の制限措置などをとつたものの有効なものとなりえず、ここに産油国の国際協調の下で原油価格の安定を図り、産油諸国の利益を擁護する必要性を説くことになった。この方法は結局、産油国が生産の実権を掌握し、相互に生産をコントロールしつつ原油価格を安定的に維持していくことを意味するが、そのためにはメジャーに代つて産油国自身が協力してカルテルをつくる以外にない。こうして、一九五九年四月、カイロで開かれた最初のアラブ石油会議 (Arab Petroleum Congress) にベネズエラ代表団を率いたアルフォンソは、イラン代表団とともにオブザーバーとして出席したが、それは「当時行われた公示価格の引下げに対する石油輸出の不满や懸念を表明する恰好の討論の場を提供したのである。」¹⁾その結果、「イランとベネズエラを含めて石油輸出国の代表団長によつて一つの秘密紳士協定 (a secret gentlemen's agreement) が署名された。……この紳士協定は石油輸出国機構創設の最初の種子をなした」⁵⁾のである。

(一) 石油問題研究会編、前掲書、一七一―二二ページ。

る。

四、加盟諸国は、価格の安定を、とりわけ生産の規制によって保証する体制 (a system) を研究し、考案すべきである。この場合、生産諸国および消費諸国の利害に対してそしてまた生産国への安定的な所得、消費国へのエネルギー源の効率的・経済的および規則的な供給、さらに石油産業に投資する石油各社の資本への公正な利益 (return)、を確実にする必要性に対して十分な考慮を払わなければならない。

五、もし OPEC の全員一致の決定を適用した結果として、利害関係をもつ会社が加盟諸国の一国またはそれ以上の諸国に対して直接または間接になんらかの制裁を用いるならば、他の加盟諸国は、このような会社または諸会社がこの会議で達成した全員一致の決定の適用を妨げる意図をもって申し入れる恩恵ある待遇——輸出量の増大または価格改善のいずれの形であれ——の提供を受け入れてはならない。

- (6) OPEC の組織機構の簡単な紹介は、石油連盟調査委員会原油グループ編『石油産業論』一九六八年、東洋経済新報社、二一四ページ、石油問題研究会編、前掲書、三五—四〇ページ、を参照されたい。
- (7) Fadhil J. Al-Chalabi. OPEC at the Crossroads, 1989, p. 66.
- (8) I. Skeet, *ibid.* 邦訳三四九ページ。
- (9) 決議文は S. Ghanem, *ibid.*, pp. 33-34.
- (10) 原文では九月となっているが、八月の誤まりと思われるので、そう訂正しておいた。この著書の別の個所では八月と明記されているからである (S. Ghanem, *ibid.*, p. 94)。

以上の決議にみられるように、OPEC 結成の主要目的は石油価格を安定させ、ひいては加盟産油国の石油収入を

持続的に安定的な水準に維持することにあつた。そのために、一九六〇年八月以前の公示価格への回復を要求し、その有力な手段として産油量の規制——石油生産割当——を指摘しているのである。これは原油価格の変動の影響の下に晒される産油国としては、石油収入に依存した経済発展やインフラストラクチュア整備に必要な投資計画を樹立し、もつて経済的自立への道を模索するためには当然な要求であつた。では一体、産油量の規制に対してOPECはどんな手段を講じたのであろうか。

2、OPECの産油量規制策

年一回ないし二回のペースで開かれたOPEC総会は、一九六五年七月にリビアのトリポリで開かれた第九回会議において産油計画を取り上げ、その具体化へ歩み出したのである。第九回会議における決議六一は次のように言っている。「本会議は経済委員会の報告を聴取したのち、原油および製品価格の持続的値崩れに対処するため、石油および製品価格の崩壊をもたらす原因の一つが、過剰産油能力の無制限な競争的乱用にあると考え、石油を公平かつ安定した価格で国際市場に着実に供給する必要性を認識し、本機構の決議に表明した諸目的を達成するための計画作成が緊急の要務であると考え、次のことを決議する、(1)暫定的措置として、推定される世界需要量の増大に対応してOPEC各地域の合理的な増産を目標とする産油計画を採用すること、(2)産油計画を加盟各国政府に提示して承認を求めること。」¹¹⁾

(11) PPS、一九六五年九月号、三六九ページ。

さき指摘したように、一九六〇年代の原油実勢価格は石油過剰化を反映して低落する傾向にあり（第4図参照）、公示価格が六〇年代初頭以来一定に維持されたために、両価格間に乖離が生じたのであったが、OPECはその原因の一つを「過剰産油能力の無制限な競争的乱用」にあると捉えている。一定の公示価格が維持されている限り、それを基準として算定される利益配分方式は実勢価格の変動如何によつてはなんの影響も受けないのであるが、ベネズエラ、リビアおよびインドネシアのOPEC三カ国は、他の加盟国と違って、実勢価格を基準として利益配分を受ける仕組になつていたので、「原油および製品価格の持続的値崩れに対処する」必要が生じている。しかし、他の加盟国にとつても実勢価格の低落傾向を看過できないのは、第九回会議の決議とは別に発表されたOPECの「覚書」によると、一、実際の販売価格の軟化は、すでにわれわれの意にみたくない形となつている公示価格構造を一段と弱体化する恐れがあること、二、利権料経費計上に関する補足協定の条項からして、現在石油会社に対して認めている各種特別利益を廃止するためには、市況の好転が支配的要因であること、という二つの理由からであるという。こうして、OPECは原油市場における実勢価格の軟化の原因の一つとしての「無制限な競争的乱用」を阻止する方策として、「加盟国内で操業している産油業者間の出血競争にブレーキをかけること」、つまり原油生産量の規制を打ち出している。

(12) PPS、一九六五年九月号、三六七ページ。

(13) 利権料経費計上の問題に関して、OPECがはじめて取り上げたのは、ジュネーブにおける第四回会議（一九六二年四月）においてであった。利権料 (royalty) は元来経費として取扱われておらず、石油会社から利益配分の一部として産油国に支払われていた。これをOPECはコストとして計上することを要求し、利益算出以前に利権料を控除したの

第9表 産油量増加率(%)

	実 績		試 案
	1963年	1964年	1965年
ベネズエラ	1.5	4.5	4
インドネシア	-6	5	4
クウェート	6.5	11	5
カタール	5.5	-2	6
サウジアラビア	8.5	6.5	9
イ ラ ク	15	7.5	9
イ ラ ン	12	14.5	16
リ ビ ア	149	86	33

資料：PPS, 1965年9月号, 367ページ。

ちに利益の折半方式を適用することになるのだから、産油国側の収入はそれだけ増加することになる。しかも同じ第四回会議での決議三三では利権料率の一律化をも要求している。ベネズエラにおいては、利権料は生産税といわれ、石油および天然ガス生産量に対し井戸元価格の一六二/三%と定められている(PPS, 一九六四年一月号、四八四ページ)のに対し、中東の利権料は公示価格の一・五%とするものである。この場合、現金または現物のいずれで支払ってもよい点では両方に共通している。利権料の算出方式がこのように違っているものを、OPECは一律にせよと要求しているのである。このうち、一九六四年一月にジャカルタで開かれたOPEC第七回会議において、さきの決議三三が議事日程より削除(PPS, 一九六五年一月号、三ページ参照)されたところからみると、利権料の経費計上問題は基本的に会社側の譲歩によって、OPECとのあいだで合意に達したよう

である。

OPECの試案によれば、一九六四年の実績を踏まえて一九六五年七月から一九六六年六月までの一カ年を試行期間として、加盟国に産油量を配分するというものであるが、試案ではベネズエラ・インドネシアの四%からリビアの三% (いずれも産油量の増加率) までの幅をもって割当てたものである(第9表参照)。ところがいずれの国においても、石油生産を担当しているのは国際的な石油会社であつて、産油国自身ではないのであるから、石油会社の協力的にはOPECの試案が実現される見通しは全くない。それも、かつてのような七社か八社のメジャーのみであれば、その見込みがあつたかも知れないが、いまや一〇社⁽¹⁾に上る独立会社、国営企業が入り乱れての探鉱、産油に従事し、

販売合戦を展開している事情の下では、生産量規制に関するOPEC試案は机上の空論というしかない。生産を他人に任せておいてその生産を調整しようというのは、資本主義社会においては不可能なことである。生産を担当する会社は、市場の動向、ひいては最大限の利益を求めて常に行動するのであり、産油量の規制はその手段であつて目的ではない。すでにふれたように、一九五〇年代における国有化紛争の際にみられた多くの独立石油会社の進出によつて、産油国はメジャーの独占力の一角を切り崩すことができたが、いまやそれが逆に産油国にとつて足枷になるとは皮肉なものである。第7図は、PPS誌一九六二年一二月号に掲載されたメジャー以外の石油会社の海外進出状況であるが、みられるように独立会社は地球上隈無く石油を求めて進出しているのがわかる。特にアメリカ系独立会社は、一九五〇年代末からのアメリカの石油輸入量規制政策にもかかわらず、世界中で産油業に従事しており、そこで生産した原油を一定量以外は自国に持ち込めないものであるから、これを自国以外で売りさばくしかない。こうして、OPECのいう「過剰産油能力の無制限な競争的乱用」がひき起こされたともいえるのである。一九六五年一月中旬、ウイーンで開かれたOPEC第一〇回会議においては、前回の会議においての産油計画の試案についての実施状況が取り上げられ、検討されたが、産油量規制問題がいかに困難な計画であるかを印象づけたようである。この問題は、基本的には産油国の経営参加ないしは全面的な国有化なしには果たされようがないのであるから、生産の実体を石油会社によつて掌握された現状では失敗に終らざるをえない。⁽¹⁵⁾

(14) 詳細はPPS、一九六二年一二月号所収の「国際石油事業の様相は一変した——海外進出会社は一〇〇社に上る——」を参照されたい。

(15) スキートはOPECの産油量規制問題を評して、次のように述べている。「OPECは、価格コントロールのための

第7図 大手以外の海外探鉱・産油会社

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
アメリカ												フランス												
Amerada	●	●	●				●	●		●		BRP								●		●		●
Atlantic	●			●			●	●		●		RAP								●				●
Cities Service	●	●				●	●	●		●		COPAREX										●		●
Continental	●	●	●	●	●		●	●		●	●	EUFRAREP								●		●		
W. R. Grace	●						●					Omnium Fr.								●				
Magellan	●		●				●			●		イタリア												
Marathon	●	●	●				●	●		●	●	ENI				●	●		●	●	●			
Mecom		●			●							Ausonia Min.								●	●			
Murphy		●	●				●			●	●	ベルギー												
Pan American	●	●	●	●	●		●	●	●	●		Petrofina	●		●							●		
Phillips	●		●	●	●		●	●	●	●	●	ドイツ												
Pure	●	●	●				●					DEA		●			●	●	●	●				
Richfield			●				●			●		Deilmann						●	●					●
Signal	●	●	●	●								Elwerath		●			●	●	●	●				●
Sinclair	●	●	●			●		●				Gelsenberg									●			
S. of Ohio	●	●	●				●			●		Preussag								●		●		
Sun	●		●				●	●				Schachtbau								●				●
SunrayMid-Cont.	●		●							●		Wintershall		●	●				●	●				●
Superior	●		●				●		●			日本												
Tennessee Gas		●					●					アラビア石油					●							
Tidewater			●	●	●		●	●		●	●	北スマトラ石油開発											●	
Union of Calif.	●	●	●				●	●	●	●	●													

注：表中の番号はつぎの国または地域をあらわす。

1. カリブ海域(コロンビア、ベネズエラを含む)、2. その他ラテン・アメリカ、3. カナダ、4. ペルシア湾(イランを含む)、5. その他中東、6. アルジェリア領サハラ、7. リビア、8. その他アフリカ、9. パキスタンおよび東南アジア、10. オーストラリア、11. ヨーロッパ。

資料：PPS, 1962年12月号, 513ページ。

切り札としての生産規制計画に関する考え方を統一するために多大の時間とエネルギーを費やした」。しかし、それは「なんの実際的な意義も効果もないもの」であった (U. Skeet, *ibid.* 邦訳、五三一―五五ページ)。

3、一九六〇年代のエネルギー需要構造

ところで、ここで一九六〇年代におけるエネルギー需要をみておかなければならない。先進国のエネルギー需要は際立って高かったが、それは経済成長率を凌駕していた。すなわち、一九六〇年から七〇年の一〇年間において、西ヨーロッパの経済成長の年率平均四・八%⁽¹⁶⁾に対してエネルギー需要の年率平均は五・五%、北アメリカにおいては前者の四・一%⁽¹⁷⁾に対して後者は四・五%、日本の場合には一・一%⁽¹⁸⁾に対して一・九%と、先進国は軒並みGNPの伸び率を上回るエネルギー需要の伸び率を示した。こうしたエネルギー需要の増加の大部分を賄ったのが液体燃料(石油)であることは第10表から明白である。すなわち、世界の第一次エネルギー需要は一九六〇年から七〇年までの一〇年間に平均四・九%の年率で伸びたが、その内訳をみると、この一〇年間でその需要構造が一変したことがわかる。世界の第一次エネルギーのなかで、一九六〇年には固体燃料(石炭)が二分の一強を占め、液体燃料は三分の一にすぎなかったが、一九七〇年にはその地位が逆転し、液体燃料が四四%を占めるにまでいたっている。西ヨーロッパ・日本においてはかなりドラスティックな需要構造の転換がみられ、西ヨーロッパにおいては、固体燃料の一九六〇年において第一次エネルギー需要に占める比率六一%が七〇年には三〇%を下回り、しかも絶対量においても年率二%の割合で減少している一方、他方では液体燃料は同期間に三三%から六〇%、年率にして一二%の増大であり、絶対量においても三倍を超える伸びであった。日本においても同じ傾向がみられ、特に液体燃料の増加は年率平均二〇%近く、その結果第一次エネルギーに占める液体燃料の比率は七〇年に七二%となっている。固体・液体・気体燃料の

第10表 世界の第1次エネルギー需要 (単位:石油換算100万トン)

	1960年		1965年		1970年		平均年間伸び率 60/70
		%		%		%	
OECD ヨーロッパ	612	100.0	794	100.0	1,041	100.0	5.5
固体燃料	375	61.3	355	44.7	306	29.4	-2.0
液体燃料	199	32.6	381	48.0	620	59.6	12.0
気体燃料	11	1.8	19	2.4	70	6.7	20.3
水力・原子力・地熱	27	4.3	39	4.9	45	4.3	5.2
北アメリカ	1,138	100.0	1,377	100.0	1,763	100.0	4.5
固体燃料	266	23.4	315	22.9	352	20.0	2.8
液体燃料	511	44.9	600	43.5	763	43.3	4.1
気体燃料	331	29.1	425	30.9	598	33.9	6.1
水力・原子力・地熱	30	2.6	37	2.7	50	2.8	5.2
日 本	86	100.0	145	100.0	266	100.0	11.9
固体燃料	47	54.8	49	34.0	62	23.3	2.7
液体燃料	31	36.4	85	58.6	190	71.7	19.7
気体燃料	1	1.0	2	1.4	4	1.4	15.2
水力・原子力・地熱	7	7.8	9	6.0	10	3.6	3.8
世界のその他の地域	1,222	100.0	1,452	100.0	1,846	100.0	4.2
固体燃料	862	70.5	865	59.6	978	53.0	1.3
液体燃料	274	22.4	393	27.1	587	31.8	7.9
気体燃料	74	6.1	173	11.9	251	13.6	13.0
水力・原子力・地熱	12	1.0	21	1.4	30	1.6	9.1
世 界	3,058	100.0	3,768	100.0	4,916	100.0	4.9
固体燃料	1,550	50.7	1,584	42.1	1,698	34.6	0.9
液体燃料	1,015	33.2	1,459	38.7	2,160	43.9	7.8
気体燃料	417	13.6	619	16.4	923	18.8	8.3
水力・原子力・地熱	76	2.5	106	2.8	135	2.7	5.9

資料: OECD, *New Oil Report*, 1973. 鈴木両平訳『石油 現状と展望』1973年, ダイヤモンド社, 47ページ.

いずれも豊富に存在する北アメリカでは、西欧や日本とはやや傾向が違い、気体燃料(天然ガス)の比率の増加がいちじるしい。固体燃料、液体燃料いずれも第一次エネルギーに占める比率を低下させてはいるが、ごくわずかであり、西欧・日本にはみられないほど、北アメリカにおけるこれら三者の燃料のバランスがとれているといえよう。原子力も一九六〇年代半ばごろよりこれら先進国で利用され始めたが、絶対的にも相対的にも大した量ではない。

第11表 石油最終消費量 (単位: 100万トン)

	1960年	1962	1964	1966	1968	1970	1972
OECD	666	762	891	1,021	1,170	1,328	1,461
産業	200	235	300	351	393	450	479
運輸	318	354	397	440	508	560	628
その他	148	173	194	229	268	319	354
EEC	131	175	227	280	335	413	456
産業	51	69	94	116	137	175	177
運輸	52	64	76	89	103	117	133
その他	29	43	58	75	94	122	145
アメリカ	437	466	508	546	594	624	680
産業	117	124	149	160	162	153	167
運輸	227	244	265	285	325	352	393
その他	92	97	95	101	107	118	121
日本	21	34	51	72	100	130	152
産業	10	18	28	40	55	75	85
運輸	7	10	14	18	25	31	36
その他	3	6	8	14	20	25	31

注: (1) 10万トン以下を四捨五入したため、計とは必ずしも一致しない。

(2) 非エネルギー使用分は産業のなかに含まれる。

資料: OECD, *Energy Balances of OECD Countries, 1970-1985, 1987*.

- (16) OECD, *New Oil Report. Oil-The Present Situation and Future Prospects, 1973*, 鈴木尚平訳『石油 現状と展望』一九七三年、ダイヤモンド社、一六ページ。
- (17) OECD, *ibid.*, 邦訳二四ページ。
- (18) OECD, *ibid.*, 邦訳三二ページ。

一九六〇年代における「エネルギー革命」は、以上のように石油を主役としてひき起こされたものであり、かつて長い期間にわたってエネルギーの主要な担い手であり続けた石炭は後退を余儀なくされるにいたった。この結果、石油の最終消費量はOECD計で一九六六年には一〇億トンを突破し、七二年現在約一五億トンに達しており(第11表参照)、年率平均はこの一三年間で九・二%の増加を示している。その内訳は一九七二年において産業用三二・八%、運輸用四三・〇%、その他二四・二%となっており、この比率は六〇年以来大きな変化がみられない。OECD全体の傾向といちじるしく相違し

第12表 生産量1バレル当りの石油探鉱・開発投資額 (単位:ドル/バレル)

	アメリカ	カナダ	ベネズエラ	アフリカ	中 東	極 東
1956年	1.98	2.90	0.81	8.85	0.16	0.79
1957	2.00	2.61	0.95	10.79	0.17	1.07
1958	1.76	2.50	0.58	11.09	0.21	0.88
1959	1.75	2.68	0.41	10.37	0.19	0.76
1960	1.69	2.53	0.25	4.86	0.15	0.63
1961	1.57	2.20	0.17	2.93	0.15	0.52
1962	1.71	1.68	0.15	1.56	0.13	0.55
1963	1.54	1.96	0.15	0.90	0.07	0.76
1964	1.65	1.91	0.13	0.71	0.07	0.99
1965	1.53	2.31	0.15	0.55	0.14	0.88
平均	1.72	2.27	0.35	1.52	0.14	0.78

注:探鉱・開発投資額(生産部門投資+探鉱支出)をその年の生産量で除したもの。

資料:石油連盟調査室委員会原油グループ編『石油産業論』1968年、東洋経済新報社、67ページ。

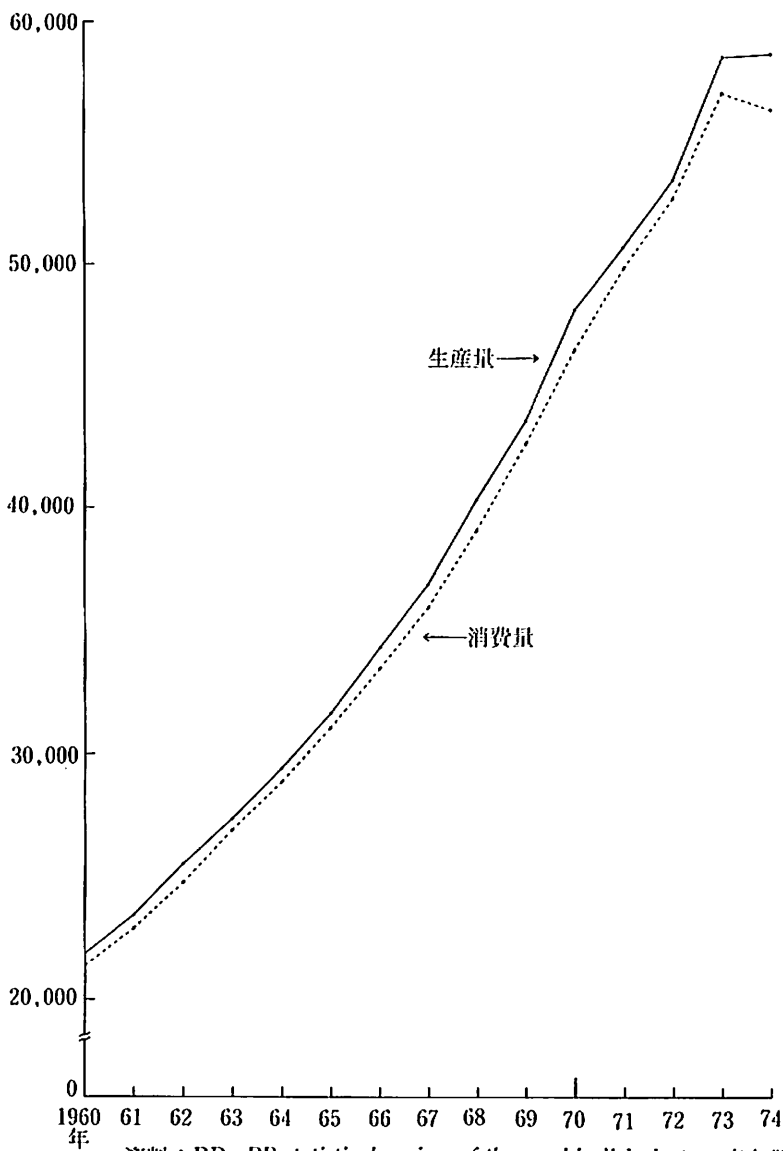
ているのは日本とアメリカの場合であって、日本においては、石油最終消費量のなかで産業部門が占める割合は突出して高く、一九六六年以降五五%を超えているし、またエネルギー最終需要のなかで石油需要の占める比率は六〇年に三五%であったものが、七〇年には六三%⁽⁹⁾に増大したことは、この間石炭を抜いて石油がエネルギーの主流をなすにいたったことを物語る。アメリカの場合、日本とは対照的に運輸部門が非常に高いシェアを占め、一九六〇年以来五二%で推移した比率は六八年五五%、七〇年五六%、七二年五八%に達しているが、産業部門はそのシェアからいえば日本の二分の一以下である。

(9) OECD, *ibid.* 邦訳三三ページ。なお、エネルギーの最終消費部門とは、「第一次および第二次エネルギー形態の最終需要者」をさす。最終需要者とは、たとえば、工業、農業および家庭部門などである。第一次および第二次エネルギー形態には、石炭、コークス、液体燃料および電力その他が含まれる。」(OECD, *ibid.* 邦訳一七ページ)

一九六〇年代の以上のような「エネルギー革命」といわれる石油と石炭の劇的な地位の変換は、一般的には先進国における「石油多消費型生産力の展開とアメリカ的生活様式の普及、深化」⁽²⁰⁾にもとづくものとされる。しかしその不可欠な前提条件をなしたものは、いうまでもなく低廉な、しかも持続的な大量の石油供給であった。第12表によれば、一九五〇年代後半に一〇ドル以上もしていたアフリカのバレル当りの探鉱・開発投資額は、六五年には約二〇分の一の五五セントにまで低下しているし、石油埋蔵量が世界の六〇%を超える中東においては、探鉱・開発投資額に比して大量の石油が産出できたために、一バレル当りのそれはわずか一四セントであり、これはカナダの一九五六―六五年平均二・二七ドルの一六の一以下にすぎない。このように、豊富な埋蔵量を誇る中東における大量の産出量に比例して生産コストが押し下げられ、これに伴って石油の実勢価格も下落する傾向にあつて、一バレルドルといわれる時代を現出することになったのである。いうまでもなく、コスト低減が価格低落に直結するのは一面の真理をいつているにすぎず、勿論これに原油市場の需給関係を加えなければならぬ。これまでも指摘してきたように、一九六〇年代における原油実勢価格の低落傾向は、「過剰産油能力」の存在を反映するものであり、第8図から明らかなように、六〇年代の世界の原油生産量は絶えず消費量を上回って推移している。これらの当然の帰結が原油市況の軟化となつて現れていることはいうまでもない。こうした石油価格の低位安定こそ、先進国の資本蓄積の持続的拡大を可能とし、「石油多消費型生産力」と「アメリカ的生活様式」の受容の必須条件をなす。

(20) 館山豊「資源問題」(馬場宏二編「シリーズ世界経済Ⅰ 国際的連関」一九八六年、お茶の水書房、所収)三二〇ページ。なお、伊藤誠氏も、同様の指摘をされている(同氏「現代の資本主義——その経済危機の理論と現状——」一九八一年、新地書房、一五八ページ)。

第 8 図 世界の原油生産量と消費量 (単位：1,000 バレル/日)



資料：BP, *BP statistical review of the world oil industry*, 各年版。

4、OPECの新たな石油政策

戦後資本主義の高度成長をエネルギー面で支えた重要な前提条件としての石油価格の低位安定に対して、OPECは一九六〇年代後半においてどんな対応策を講じていったのであろうか。勿論、すでに述べたように、原油の実勢価格は一九六〇年代を通じて一貫して低落傾向を示していた(第4図参照)にもかかわらず、その公示価格が一定水準に維持されていたという事実は、メジャーの価格調整力が弱化したことの意味するが、したがってOPECもカルテルとしてのメジャーの対極にみずからのカルテルを対峙させることによって、メジャーの支配力を一歩一歩剝奪していこうという戦略を展開させていくことになる。その一つがさきに述べた産油計画であったのだが、それは失敗に終る。一九六六年四月下旬に開かれたOPEC第一一回会議においても、産油計画が二年目(一九六六―一九六七年)に入ることが確認されたが、計画と実績のギャップが大きくなって思うように計画が進展しなかったようである。すなわち、第一一回会議での決議はそのことを表明したものである。「本会議は、一定の加盟国の産油量水準に関する事務総長の報告を聴取したるにより、それらの加盟国の不満足な産油増加率は、それら原油の国際市場における販路の欠如に起因するものではないと思考するにより、さらに関係石油会社のこのような産油量の人為的操作は、その国のナショナル・インタレストに反すると思考するにより、次のとおり決議する、——すなわち、加盟各国はこうした事態に無関心でありえない以上、一九六六年中に増産率が満足すべき水準にまで改善されない場合には、正当なナショナル・インタレストを防衛するその国の努力に対して、OPEC全加盟国は全面的な支持を与えるものとする。」⁽²⁾ OPEC加盟国の「不満足な産油増加率」は、石油市場における「販路の欠如」にあるのではなく、石油会社による「産油量の人為的操作」にあるとし、一九六六年中における増産率が「満足すべき水準」に改善されなるときには、

第13表 OPEC 諸国の産油量 (単位：1,000 トン)

	7～12月		増減率	計画増加率 ⁽¹⁾
	1964年	1965年	(%)	(%)
クウェート ⁽²⁾	58,080	57,600	-0.8	+6.5
サウジアラビア ⁽²⁾	50,790	53,800	+5.9	+12.0
イラン	43,560	50,300	+15.5	+17.5
イラク	31,350	32,500	+3.7	+10.0
カタール	5,150	5,230	+1.6	+32.0
ベネズエラ	89,770	91,770	+2.2	+3.3
リビア	23,320	30,300	+30.0	+20.0
インドネシア	12,570	12,250	-2.5	+10.0
合計	314,590	333,750	+6.1	+10.0

注：(1) 1965年7月-1966年6月の1カ年間を、それ以前の1カ年と比較。

(2) 中立地帯での産油量の半分を含む。

資料：PPS, 1966年2月号, 47ページ。

全加盟国が一致して対処することを表明したものである。

(21) PPS、一九六六年七月号、二六七ページ。

第13表は、OPECが第一〇回会議での検討用に作成した、一九六五年七月から六六年六月にいたる一カ年の産油計画を石油会社から提出された資料にもとづいて弾き出したもので、年度途中の六五年下半期の実績を前年同期と比較し、さらにそれを計画増加率と対照している。これによればOPEC平均で、計画増加率は一〇%であるが、実績は六・一%で、大幅に計画率を下回っている。リビアを除けば、OPEC加盟国はいずれも実績の方が低率であり、産油計画なるものがいかに困難なものであるかを物語っている。「過剰産油能力の無制限な競争的乱用」が石油価格の値崩れをもたらす元凶であり、それを規制することに産油計画の有効性があるという点からいえば、こうした計画増加率を下回る形での実績とのギャップはむしろOPECにとって歓迎されるべきものである。ところが第一一回会議での決議で表明されたように、OPECは産油増加率に「不満足」であり、それは石油会社の「産油量の人為的操作」にもとづくものと極め付けているの

である。石油会社は石油市況の動きをみながら最大限の利益を求めて行動するのであり、「産油量の人為的操作」も一義的にはそれにかかわる問題である。それにもかかわらず、石油の実勢価格の下落傾向に歯止めをかけることができないことは、産油国としてのOPECが石油市場を独占的に支配しているわけではないからである。OPECに未加盟の産油国があり、さらにOPEC内で産油業に携わるメジャー、独立会社、国営企業があつて、最大の利益を求めて相互に競争している状況の下では、OPECの思惑のみで産油規制にもとづく石油価格の回復を図ることは不可能であろう。もともと、共同産油計画については、OPEC内において足並みが揃わなかつたようであり、サウジアラビアは当初から疑念をもつていた。その理由は、第一には産油量を割当てる場合の基準をどう設定するか、第二にはOPECが「外部」供給源の産油量をコントロールできるか、の問題にあつたとされる。⁽²²⁾ こうして、OPECの共同産油割当計画は少なくとも一九六〇年代においては破綻せざるをえなかつたのである。

(22) PPS、一九六六年七月号、三六八ページ。

以上のように、産油計画についてはOPEC内部ですら合意がえられず、そのまま推移したようであるが、一九六八年六月下旬、ウィーンで開かれた第一六回OPEC会議において、「加盟諸国の石油政策に関する声明」が発表され、従来論議されてきた産油計画とは次元の異なる石油政策が打ち出された。そのなかの一部「開発方式」に関しての決議は次の通りである。「一、加盟諸国政府は、自国の炭化水素資源の探鉱と開発を可能なかぎり直接自力で行うよう努力する。この直接開発に要する資本、専門家および販路の開拓には、必要な場合には商業ベースにもとづいて自国外の源泉から補充してもよい。二、しかしもし加盟国政府が直接自力で炭化水素資源を開発できない場合には、

自国外の操業会社と各種の契約を結んでもよい。ただし、これらの契約は自国の法律によつて規定され、しかもここにおける諸原則に従うべきであり、自国外の操業会社には、リスクを考慮して妥当な報酬を支払うものとする。この種の協定を結ぶ際は、産油国政府は操業の全分野にわたり、可能なかぎり最大の企業参加権と統制権とを確保するよう努力すべきである。三、いかなる場合にも、これらの契約の諸条項と諸条件は、あらかじめ定められた期間ごとに、情勢の変化に対応した改訂を加えるものとする。このような情勢の変化があれば、既存の利権協定も改訂しなければならぬ。⁽²³⁾「石油会社と産油国間の従来までの利権協定には全くみられなかつた上記の「開発方式」は、要するに石油の探鉱と開発を産油国がみずから行おうというもので、石油会社主導で行われてきた石油資源の開発方式を全く否定する立場を鮮明にしたものである。⁽²⁴⁾「開発方式」と並んで公表された「企業参加と利権鉱区の返還」に関する決議では、「現行石油協定のもとで、鉱区保有会社に対する産油国政府の企業参加を規定した条項がない場合には、政府は情勢変化の原則にもとづいて妥当な程度の企業参加を行う」ものとし、「現行利権地域を漸進的かつ従来より急速に返還させる計画を実施しなければならない」とする。「公示価格あるいは課税基準価格」については、「協定はすべてその協定の下に生産された炭化水素に対する公示価格あるいは課税基準価格を基準として、操業会社の収益、および産油国に対する税金その他の支払い額を算定することを要求しなければならない。この価格は政府が決定すべきであり、国際的に取引される製造品の価格と関連づけて、その動きから離脱することのないよう定めるものとする。」さらに「再交渉条項」に関しては、「操業会社に対し財政的安定に關してどういう保証があたえられていようとも、操業会社には税引後なお過大な利益を取得するような権利はない。現にかかる過大な利益をあたえているような財政条項は、再交渉の対象とすべきである。……ここにいう過大な利益とは、操業会社が必要な企業リスクを進んで引受けると想定される純益の水準にくらべて、税引後の純益でいちじるしく過大なものを意味する」と。自力による開発方

式と共に、利権鉅区への企業参加とその返還、先進国の工業製品の動きにリンクする公示価格ないし課税基準価格の産油国による決定など、一九七〇年代以降のOPECによる石油戦略発動への伏線が敷かれたという点で、OPEC第一六回会議は画期的な提唱をなしている。産油計画については、この会議では全くふれられなかった⁽²³⁾というが、以上のような石油戦略の展望を欠いた産油計画は、到底実のあるものとはなりえなかつたからだと思われる。

(23) PPS、一九六八年八月号、三三一ページ。

(24) この「開発方式」のもつ意義については、PPS、一九六八年八月号所収「OPECの新しい目標」で論評しているので、参照されたい。

(25) 産油割当計画は、このうち一九七〇年六月下旬、アルジェにおいて開催されたOPEC第二〇回会議で再び決議された。すなわち、その内容は、「一、経済委員会の勧告にもとづき、一九七一一七五年間における世界需要の推定増加量に対応し、かつOPEC地域からの生産の合理的増大を目的とする産油計画を採択すること、そして二、事務総長および経済委員会に対し、最終決定が予定されている次回会議まで、前記計画の研究を続行することを命じる。このため、加盟諸国は、三月月以内に経済委員会および事務総長あて、本決議の目的達成に必要ないっさいの情報を提出すること。」(PPS、一九七〇年九月号、三一九ページ)となつている。OPEC地域における「生産の合理的増大を目的とする産油計画」なるものは「一九七一一七五年間における世界需要の推定増加量に対応」していなければならぬという「産油計画」なるもの、一九六〇年代における原油実勢価格の低落がその公示価格引上げの障害になつていふというOPECの判断の基礎には、「余剰産油能力の無制限な競争的乱用」という認識があつたことについてはすでに述べた通りである。したがつて、この場合でも、「無制限な競争的乱用」を産油計画によつて排除ないしは規制しようと考へていたことは明らかであるが、両者が無媒介的な次元で問題にされているところに、依然として、OPECの産油計画なるものの実効性が疑われるのである。

五、OPECの攻勢

1、第三次中東戦争

いわゆる六日間戦争といわれるアラブ諸国とイスラエル間の第三次中東戦争は、一九六七年六月初旬に勃発したが、それに伴って直ちにエジプトはスエズ運河を封鎖し、さらにペルシア湾から東地中海にいたるパイプラインが遮断されたため、一九五〇年代後半のスエズ国有化をめぐる紛争時と同様、主としてそれらを経由して中東原油の供給を受けていた西ヨーロッパは、再び一大危機に直面することになった。さらに全アラブ産油国は米英（のち西独も加わる）向け石油の禁輸措置をも講じた。これらのなかで最大の問題はスエズ運河の封鎖であって、その航行不能の事態に陥って、ペルシア湾からのヨーロッパ向け原油輸送はすべてアフリカ南端を通らなければならなくなった。一九六六年現在、スエズ運河經由の北行き石油通過量は一億六六七〇万トンであったが、そのうち約九一％はヨーロッパ向けであった。⁽²⁾ 通常、ペルシア湾からの原油がスエズ經由で北ヨーロッパまで輸送される場合には、往復約四日間かかるといわれるが、それがアフリカ南端經由だと約七〇日間を要することになり、したがって同一量の石油輸送には約六〇％強のタンカー船腹が新たに必要ということになる。このため、遊休中の船腹はいうまでもなく、他の貨物をも運送しうる兼用船までもが石油輸送に切り換えられて動員されることになり、ここに運賃レートの高騰がみられるにいたった。⁽⁴⁾ その結果、石油製品価格は値上がりし始め、⁽³⁾ アメリカおよびカリブ海域では一九六七年七月から八月にかけて公示価格も引上げられていった。しかし、こののち石油価格が沈静化していったのは、アフリカおよびラテン・アメリカなどヨーロッパの近距離産油国の生産量が増大し、中東原油のコスト上昇を相殺することができたから

である。特にアルジェリア、リビアおよびナイジェリアのアフリカの主要産油国の生産量は、一九六七年から一九九一年にかけて激増し、一九六五年の産油量を基準とすれば六九年にはアルジェリアにおいて一・七倍、リビア二・五倍、ナイジェリア二倍にそれぞれ増大していったのである(第14表参照)。これらアフリカ三国には第7図から明らかのように、アメリカ、フランス、イタリア、ドイツなどのメジャー以外の多くの独立石油会社が産油業に従事していたのであるから、西ヨーロッパの「石油危機」は結局、これら独立石油会社の活動によって回避されたといっても過言ではない。

第14表 アフリカ主要産油国の原油生産 (単位:1,000バレル/日)

	1965年	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973
アルジェリア	538.7 (100.0)	718.7 (128.9)	825.7 (147.8)	904.2 (161.8)	946.4 (169.4)	1,029.1 (184.2)	785.4 (140.6)	1,062.3 (190.1)	1,097.3 (196.4)
リビア	1,218.8 (100.0)	1,501.1 (123.2)	1,740.5 (142.8)	2,602.1 (213.5)	3,109.1 (255.1)	3,318.0 (272.2)	2,760.8 (226.5)	2,239.4 (183.7)	2,174.9 (178.4)
ナイジェリア	274.2 (100.0)	417.6 (152.2)	319.1 (116.4)	141.3 (51.5)	540.3 (197.0)	1,083.1 (395.0)	1,531.2 (558.4)	1,815.7 (662.2)	2,054.3 (749.2)

注:カッコ内は1965年を100とする指数、筆者算出。

資料:OPEC, *Annual Statistical Bulletin* 1985, p. 14.

- (1) スエズ運河が再開されたのは、八年後の一九七五年六月五日のことであった。
- (2)(3) PPS、一九六七年八月号、三一〇ページ。
- (4) 運賃レートの高騰については、詳しくはPPS、一九六七年七月号、二六九ページを参照されたい。

(5) この点、PPS、一九六七年九月号、三五四―三五六ページが詳しい。

(6) PPS、一九六七年九月号、三五四ページ。

かくして、新興アフリカ産油国に公示価格引上げへの好条件が整備されていった。その端緒を開いたのがアルジェリアである。アルジェリアは一九六九年三月三十一日に一三%の原油公示価格の引上げを実施し、アルゾー渡し二・六六五ドル／バレル（旧公示価格は一バレル当り二・三六五ドル、以下カッコは同じ）、ブージー渡し二・六五ドル（二・三三五ドル）、スキラ渡し二・六一ドル（二・三〇ドル）⁽⁸⁾にそれぞれ改訂した。これは一九六四年以前の水準に復帰したにすぎないといわれるが、ここで注目すべき点は、公示価格は従来石油会社によって一方的に決定されてきたのだが、アルジェリアの場合には政府みずからが公示価格の改訂を行い、これを石油会社側に承認させたということである。この方式は、すでに述べた第一六回OPEC会議での決議を現実に応用した最初のケースであって、これ以降OPECの主流になっていったのである。

(7) アルジェリアは、一九六九年七月の第一八回OPEC会議において、加盟が承認された。

(8) PPS、一九六九年四月号、一三七ページ。

2、利権協定改訂への動き

一九六九年九月の軍事革命によりカダフィを首班として成立したリビア新政府は、翌七〇年一月初旬、アルジェリア、エジプトおよびイラクの三カ国とのあいだに、相互の国営石油会社の協力を緊密化するための協定をバグダッド

において締結し、その正式の名称をアラブ石油機構会議 (Conference of Arab Oil Organization) と決定した。⁽⁹⁾ この会議は、一九六八年一月にサウジアラビア、クウェートおよびリビアの三カ国によって設立されたO A P E C⁽¹⁰⁾とも協力し合い、O P E C補強の一翼を担うことになった。またリビア革命政権は同月、一、原油公示価格の引上げ、二、石油会社に対する所得税率の引上げ、などを石油会社に対して要求した。⁽¹¹⁾ アルジェリアに次いで措置であるが、これよりもいっそう重要なことは、リビア政府が一九七〇年五月より産油量の削減措置を講じ、国内で操業中の石油会社に対して厳命したことである。同じ五月三日、サウジアラビアから東地中海へ五〇万バレル／日の原油を輸送していたタツプライン (Tappeline) が破損事故でシリアで送油を中断され、他方スエズ運河は閉鎖されたままであったから、タンカーの運賃が再び高騰したが、その上にリビア産油量の三〇万バレル／日の削減 (同年九月までに八〇万バレル／日に増加) が行われたので、西ヨーロッパにおける「石油危機」は深刻に陥ったのである。同年九月初旬にいたって、リビア以外で原油生産のないアメリカの独立会社オクシデンタル (Occidental) がこの削減策に抗しきれずに最初の譲歩を行うにいたり、⁽¹²⁾ A P I四〇度原油の公示価格をバレル当り二・二三ドルから二・五三ドルへ三〇セントに引上げ、さらに一九七一年から七五年にかけて毎年バレル当り二セントずつ引上げ、所得税率五〇%から五八%へ引上げること合意した。リビアで操業中の他の石油会社も同様の引上げを余儀なくされたが、これに続いてイラクおよびサウジアラビア原油の地中海渡し公示価格も二〇セント引上げられていった。こうして、一九五七年以来引下げられたまま六〇年代を推移した原油公示価格の回復をめざして結成されたO P E Cの長年の念願が、七〇年代に入って漸くその切っ掛けをつかんだといえる。

(9) P P S、一九七〇年二月号、六七ページ。なお同誌によると、協定の内容は「海外販売に関する各社の活動を調整し、

共同販売計画の可能性について研究する。各社は石油法とその諸規制、技術的データ、第三者との間に成立した協定その他の文書、および専門家をも互いに交換すること」(同上)とある。

- (10) OPECは、産油国という共通の基盤に立ちながら、石油埋蔵量、地理的条件などの相違から、必ずしも利害関係が一致しているわけではない。そこで、利害が比較的類似しているアラブ諸国を糾合し、加盟国相互の協力の強化と利益の保護を目的として設立されたのがOAPECである。それは「消費市場への石油の輸出が公正かつ合理的条件で行われるようにするため、また加盟国の石油産業に対する資本と技術の投下に好ましい環境をつくり出すため、加盟国の努力を結集する」ことをめざすとされている(PPS、一九六八年二月号、五〇ページ)。

(11) この簡単な経過は、PPS、一九七〇年六月号、二二二―二二三ページを参照されたい。

(12) PPS、一九七〇年二月号、三六〇ページ、牛島俊明、前掲書、九二―九三ページ。

以上のようなアルジェリア、リビアの動きに呼応して、一九七〇年二月九日から同一二日までカラカスにおいて開かれたOPEC第二回会議は、一、所得税率を最低五五%とすること、二、原油価格は油質および地理的条件を勘案して決め、また実施されている最高額(リビアの価格)を基準として公示価格または課税基準価格を均等一律に引上げること、三、世界的インフレーションによるドル購買力の低下に対応できるよう、公示価格を定めること⁽¹³⁾、などを決議し、「交渉が所期の目的を達成しえない場合には、会議は全加盟国の統一的かつ同時的行動によってこの決議にうたわれた目的を達成するための手段を決定し、それを実施する」旨を表明した。さらに一九七一年一月初旬、リビア政府は、自国内で操業している独立系石油会社オクシデンタル、バンカー・ハント(Bunker Hunt)、オアシス・グループ(Oasis Group)でシェルと提携しているアメラダ・ヘス(Amerada-Hess)、コンチネンタル(Continental)およびマラソン(Marathon)など、利権保有会社としてはメジャーに比較にならないほどの弱小な会社のみ

を相手として、七〇年九月における三〇セント／バレル引上げはそれ以前の長期にわたる低価格を是正したにすぎないとして、新たな要求を提出した。すなわち、一、リビアの地理的な条件を反映させるべく公示価格を即時三九セント／バレルに引上げること、二、特別運賃プレミアムとして三〇セント／バレルを加算すること、三、所得税率をさらに5%引上げること、四、石油会社の利益から二五セント／バレルをリビアに再投資すること、⁽¹⁵⁾が主な内容である。このことによつて、石油会社は一九七一年早々からOPECとリビアを相手に難問に取り組まざるをえなくなった。八大メジャーをはじめ、リビア政府から要求を突き付けられた上記の独立会社など一五社（のちに数社が新たに参加）は、個々の交渉を避けて共同戦線を張つて事態の收拾に対処することになり、包括的な協定締結を決定して折衝に入った。一九七一年二月一四日に成立した石油会社側とイラン、イラク、サウジアラビア、クウェート、アラブ石油およびカタールの六カ国間との協定（イラクとサウジアラビアから地中海までパイプラインを經由して輸送される原油とリビア原油にはこの協定は適用されない）は、通称テヘラン協定と呼ばれ、その概要は第15表に示してある。この結果、ペルシア湾岸産油諸国は、一九六〇年以来据え置かれてきた公示価格を二・二八五ドル／バレルに引上げることになり、それが以後五年間にわたつて引上げられることになり、六カ国政府の増収額総計は一九七一年の一・二億ドルから七五年には三〇億ドルに増大する見通しになった。⁽¹⁶⁾他方、リビア、アルジェリア、イラク、サウジアラビアの地中海沿岸産油国と石油会社側との交渉も、テヘラン協定と同時併行的にトリポリにおいて行われ、同年三月二〇日をもつて、通称トリポリ協定が発効することになった。その骨子も第15表に掲げてある。また、テヘランおよびトリポリ両協定ともに参加しなかつたOPEC加盟二カ国、インドネシアとベネズエラも、中近東に連動して、インドネシアについては一九七一年二月、原油公示価格を一・六七ドル／バレルから二ドル／バレルに引上げると発表し⁽¹⁷⁾、ベネズエラは七〇年一二月、石油会社の利益に対する最高五二%の累進課税を廃止して一率六〇%に引上げ、

第15表 テヘランおよびトリポリ協定 (単位:ドル/バレル)

	テヘラン協定	トリポリ協定
協定発効日	1971年2月15日	1971年3月20日
代表的原油の比重	API 34'	API 40'
協定発効前の公示価格	1.800	2.550
一般引上げ	+0.330	+0.350
低硫黄プレミアム	—	+0.100
運賃格差調整分	+0.020	+0.070
比重格差調整分	+0.030	—
	(API 40'以下に対し1'当り0.5セント値上げするため)	
小計:新基本公示価格	2.180	3.070
第1回段階値上げ	+0.105 (1971年6月1日)	+0.127 (1971年3月20日)
スエズ運河閉鎖による運賃プレミアム	—	+0.120
タンカーレート高騰に見合うプレミアム	—	+0.130
合計:現行公示価格	2.285	3.447
引上げ幅合計	0.485	0.897

- 注: 1. 両協定とも利権料は12.5%据置き。
 2. 所得税は55%へ引上げ。
 3. 協定期間は5年間、アラビア湾岸諸国はこのあいだに他国でいかなることが起ころうとも、新しい要求はしないと確約。
 4. 段階値上げとは、5年間にわたって4段階でインフレ補償分基本公示価格の2.5%、原油需要増加反映分5セント(バレル当り)を引上げることである。

資料: 日本経済新聞社海外特別取材班「石油はどうなる」1972年, 日本経済新聞社, 11ページ。

また課税基準価格の決定権が政府に属するという法律を公布した。¹⁸⁾

(13) P P S、一九七一年二月号、四二ページ、牛島俊明、前掲書、九四ページ。
 (14) (15) P P S、一九七一年二月号、四二ページ。
 (16) P P S、一九七一年三月号、八二―八三ページ。
 (17) P P S、一九七一年三月号、八三ページ。
 (18) P P S、一九七一年一月号、二ページ。

かくして、一九七〇年代に入つて原油価格はつぎつぎに引上げられていき、もはや価格引上げの歯止めを失ったメジャーは、一九七

一年八月一五日のニクソン米大統領による金・ドル交換停止を柱とする新経済政策の発表によって、いつそう翻弄されていくことになった。同年九月二二日に開かれたOPEC第二五回会議は、「公示価格の表示通貨であるアメリカ・ドルが主要工業諸国の通貨と対比して事実上の切下げとなった事実」を根拠として、「バレル当り実質収入に及ぼした悪影響を相殺する手段を講じるため、必要な措置をとる⁽¹⁹⁾」と決議し、同年一〇月下旬から石油会社側との交渉に入った。しかし、ドルと各国通貨との調整が手間どり、七一年一二月一八日にいたってスミソニアン協定として成立したのちにはじめて両者間の本格交渉となったので、両者間で合意が成立したのは翌七二年一月二〇日であった。周知のように、これがジュネーブ協定⁽²⁰⁾と呼ばれるもので、原油公示価格は再び八・四九%引上げられることになったのである。これにつれて原油の実勢価格も上昇の度合を増していったことは第4図の通りである。原油公示価格引上げの有効な手段と見做されてきたOPECの共同産油計画は、相次ぐ公示価格の引上げによって色褪せたものとなっていたことはいままでもない。OPECの強気の姿勢を背景として、次に出てくるものがすでに示唆しておいたように経営参加ないしは国有化問題であった。

(19) PPS、一九七二年二月号、四〇三ページ。

(20) ジュネーブ協定の立入った分析は、牛島俊明、前掲書、一〇四—一〇八ページにみられる。

OPEC第一六回会議についてはすでにふれたが、そこでは産油国による自主的開発方式と並んで既存利権への企業参加の原則が述べられていた。当初はOPECの戦略目標ぐらいに考えられていた事業参加は、第二四回会議（一九七一年七月二—三日、ウィーン）において具体的に取り上げられた。すなわち、同会議は「加盟各国は現行石

油利権に企業参加する原則を効果的に具体化するための措置をただちに講じること。このためにイラン、イラク、クウェート、リビア、サウジアラビア各国の代表により閣僚委員会を組織し、加盟各国が既存石油利権に効果的に参加するための基本条項を起草し、その勧告を一九七一年九月二二日に開かれる特別会議に提出すること」という決議を採択し、公示価格引上げという好条件をバックに、事業参加をも一気に実現しようという姿勢がうかがわれる。予告通り一九七一年九月二二日に行われたOPEC第二五回会議において、すでにふれた同年八月一五日のニクソン声明にみられる国際通貨情勢の転換に対応した公示価格の再引上げ要求と並んで、事業参加に関する決議がなされたが、その内容は次の通りである。すなわち、「一、すべての関係加盟国は閣僚委員会の提案する基本線にしたがい、効果的参加を達成するため、個別またはグループで関係石油各社と交渉すべきものとする、また二、交渉の成果を会議に報告して調整を行うこと、交渉が所期の目的を達成しえなかつた場合には、加盟各国が協力一致して効果的参加の目的を強行・達成するための手段を会議において決定する」と。ちなみに、一九七一年現在、OPEC加盟国内で利権を保有している主な会社を摘出して満期期間を記せば第16表のようになる。この表のなかで、アブダビ・ペトロリアム、イラク・ペトロリアムおよびアラムコの三社の利権設定は第二次大戦以前にまで遡るが、それ以外はすべて第二次大戦後に利権が発効している。みられるように、利権の満期年は大部分二一世紀にまでわたる長期間のもので、OPEC諸国が事業参加をめざす場合に大きな問題となるのは、石油会社が長期間にわたって探鉱・産油に携ってきた既存の利権をどう評価するのか、したがってそれをどう補償するのか、ということである。第16表から除外されているOPEC加盟国、インドネシア、アルジェリア、ベネズエラ三カ国については、次のようにいわれている。まずインドネシアの場合、利権地は存在していない。一九六〇年にインドネシアにおける産油業はすべて国家管理下におかれ、同時に旧来の利権方式が請負方式に変わった。さらに一九六四年にインドネシア国営石油会社ペルタミナ(Pert-

第16表 OPEC加盟国内の主な利権とその満期期間
(1971年現在)

国名	利権保有会社	満期年
アブダビ	Abu Dhabi Petroleum Company	2014
	Abu Dhabi Marine Areas	2018
イラン	Iranian Consortium	1994
イラク	Iraq Petroleum Company	2000
	Mosul Petroleum Company	2007
	Basrah Petroleum Company	2013
クウェート	Kuwait Oil Company	2026
	アラビア石油	2003
カタール	Qatar Petroleum Company	2010
	Shell Company of Qatar	2027
サウジアラビア	Aramco	1999
	アラビア石油	2000
リビア	Esso Standard	2011
	Oasis	2011
	Amoseas	2011
	Occidental	2016
ナイジェリア	Shell-BP Petroleum Development	1989
		1991
	Gulf Oil	1996
		1997

資料：PPS, 1971年12月号, 449ページ。

tamina)と各石油会社とのあいだに生産物分与協定(生産された原油の最高四〇%までを操業会社のコスト分として取得し、残りの原油を政府が六五%、操業会社三五%の比率で配分する方式)が成立した⁽²²⁾。アルジェリアの場合、その国営会社ソナトラハ(Sonatrach)は一九七一年二月、アルジェリアの石油生産の三分の二を支配していたフランス系石油会社(CFPとERAP)の利権の五一%を国有化している⁽²³⁾。またベネズエラにおいては、操業しているすべ

ての石油会社が所有している総面積のうち、七〇%は一九八四年に、一一%は一九八五―八六年に、残り一九%は一九八八―八九年と一九九六―九七年に返還されることになっており、その協定がすでに締結されている。⁽²³⁾ 以上の理由から、これら三カ国は事業参加の決議にもかかわらず、それに拘束されることはない。

(21) PPS、一九七二年二月号、四〇三ページ。

(22) PPS、一九七二年二月号、四五〇ページ、牛島俊明、前掲書、八七―九〇ページ。

(23) PPS、一九七二年二月号、四五〇ページ、牛島俊明、前掲書、八一―八三ページ。

(24) PPS、一九七二年二月号、四四九ページ。

サウジアラビア、アブダビ、クウェート、イラク、イランおよびカタールのペルシア湾岸六カ国は、サウジアラビアのヤマニ石油相 (Ahmad Zaki Yamani) を代表に選出し、石油会社側の代表者との交渉を一任した。補償条件、産油国政府取得分原油を石油会社が買戻すときの価格問題など、⁽²⁵⁾ 経営参加に当然伴う難問があつて、交渉に長時間を要することになったが、一九七二年一月から翌七三年一月にかけて、イランとクウェートを除いて、経営参加協定が調印された。いわゆるリヤド協定と呼ばれているものがそれである。それによれば産油国の利権保有会社への当初の参加比率は二五%で、それが段階的に引上げられて、一九八二年一月一日には最終的に五一%の株式を取得するというもので、また買戻し価格についても、石油会社にとってはバレル当り九一―八セント（油種と品質との差による）の幅をもったコスト増になるといふ。⁽²⁶⁾

(25) 原油の買戻し価格については、P.P.S.、一九七二年四月号、一一八一—一九ページで詳しく論じられている。

(26) P.P.S.、一九七三年二月号、四四—四六ページ。なお、リヤド協定の全文は石油連盟『石油資料月報』第一八卷第三号に訳載されている。

ところで、以上の経営参加協定交渉のなかで生じてきたのがイラクとイランの国有化への新たな動きであり、こうした国有化要求が逆に経営参加協定締結を促進したともいえるのである。一九七二年六月、イラクはB.P.、シェル、エクソン、モービル、C.F.P.およびグルベンキャンが出資し同国で年一億トンの原油生産に従事しているイラク石油会社(I.P.C.)を国有化した。イラク政府とI.P.C.とのあいだにはすでに一九六一年法律八〇号によって、I.P.C.所有の全利権地域の九五%以上をイラクが接収した時点から紛争が起こっており、I.P.C.はその対抗策として、接収は非合法であるとして同原油の購入者に対して法的措置をとると警告する一方、同国最大のキルクーク油田の生産を半減する措置をとり続けてきた。この紛争に決着をつけるべく、イラク政府は前述の国有化を敢行したのであるが、それから約九カ月間交渉が続けられた結果、一九七三年二月末に両者間に国有化を承認することで調印がなされた。その内容は、I.P.C.が北部および南部諸油田に対する利権料未払分(一九六四—七一年間)一億四一〇万ポンドを支払い、イラク政府はI.P.C.に国有化の補償としてキルクーク原油一五〇〇万トンを提供する、I.P.C.はその系列会社モスル石油(Mosul Petroleum Co. MPC.年産約一二五万トン)の利権を放棄する、また同じバスラ石油(B.P.C.年産三二〇万トン)は接収の対象とせず、産油能力を一九七六年には年間八〇〇万トンに引上げる、というものであった。⁽²⁸⁾ 他方、イランの場合、一九七二年六月にB.P.、シェル、エクソンなど八大メジャーと独立会社が出資するイラン・コンソーシアムとのあいだに、イラン石油産業発展のための協調関係に合意する協定に調印した直後の一九

七三年一月にいたって、パレビ国王はこの協定を否定するかどうかのような政策の転換を行った。すなわち、同国王は、一、コンソーシアムの産油施設および精製設備を新協定——この場合には会社側にある程度の特典を認め、二〇—二五年間の石油の安定供給を保証する——を締結して即時引渡すか、二、それとも現行の操業協定が満期となる一九七九年に引渡すか——この場合はコンソーシアムにはいっさい特典は認められず、一般の独立石油会社と同列に扱う——の二者択一を追った。⁽²⁹⁾この結果、同年五月、コンソーシアムは前者の即時引渡しに合意し、イラン国营会社(NIOC)の監督下で操業を担当する代償として、長期安定的な石油の供給が保証された。こうして、イラクに続いてイランにおいても国有化が実現されたのである。

(27) PPS、一九七二年七月号、二三八ページ。

(28) PPS、一九七三年四月号、一二四—一二五ページ。

(29) PPS、一九七三年二月号、四七—四八ページ。

さらにリビアのカダフィ政権は、革命四周年記念日にあたる一九七三年九月一日、リビアで操業する国際石油資本五社の五一%国有化を宣言した。リビアにおいてはすでに一九七一年一二月に、セリル油田の半分の利権を所有していたBPを国有化し、七二年六月のイタリアのENIの五〇%事業参加、七三年六月のオアシス・グループの五一%国有化、同年八月のオクシantal石油の五一%国有化、と次々に国有化政策を打ち出してきていたが、それが九月にはアメリカ系メジャーにまで及ぶにいたつたのである。すなわち、リビア政府の国有化令⁽³⁰⁾によれば、一、エツソ・スタンダード・リビア、二、リビア・アメリカン・ペトロリアム、グレース・ペトロリアムおよびエツソ・シルテ、

三、シェル・リビア、四、モービル・リビアおよびゲルゼンベルグ・リビア、五、アメリカン・オーバーシーズ・ペトロリアム、の五石油会社グループの原油・天然ガスの全資産の五一%を国有化するというものである。これらの国有化された利権賦区は、リビア国营石油会社 (National Oil Corporation, NOC) が引継ぎ、そこにおける操業は政府、諸会社の代表からなる経営委員会によって管理される。また国有化に伴う補償は政府内に設置される委員会によって決定される。この国有化措置に対して、BPは以前から国有化を認めておらず、新たに国有化を宣言された前記の五社も、それは国際法および利権協定に違反するという強い抗議を発表した。リビア政府のこうした一方的国有化措置を承認できないとしたこれら五社の理由は、一、リヤド協定にみられた段階的経営参加ではなく、当初から五一%の国有化であること、二、補償額が純然たる簿価によるとしていること、三、石油会社が政府から買戻す原油価格六ドル／バレルは高すぎること、などであった。これから明らかのように、リビア政府の国有化措置は、サウジアラビア、カタールなどのペルシア湾岸諸国とメジャーとのあいだで一九七二年末に締結されたリヤド協定を廃棄ないしは改定へと追いやる危険性が大きかった。というのは、一、リビア政府による当初から五一%の国有化はリヤド協定に調印した諸国を事業参加比率において不利たらしめること、このことを察知して、リヤド協定に調印したが議会の批准がえられなかつたクウェートは、リビア同様当初から五一%の事業参加を要求しメジャーと交渉を始めたこと、二、石油会社の産油国政府からの原油買戻し価格はリヤド協定のその三倍以上であること、などがその根拠として指摘できるからである。したがってメジャーは、粘り強い長期間の交渉の末成立させたりヤド協定をわずか九カ月で反古にしなければならなくなるためだけでなく、リビア、イラクなどアラブ諸国の「急進派」が以前から主張してきた、イスラエル支援国アメリカに対する石油の政治的武器としての発動を抑止するためにも、リビアの国有化措置を阻止することが当面最大の課題であった。一九七三年九月四日にクウェートで行われたO A P E C閣僚会議は直ちにリビア

の国有化措置を全面的に支持する声明を発表したし、同日、アメリカ国務省はリビアの国有化措置を認めないとの政府見解を公表した。

(30) 詳しくは石油連盟『石油資料月報』第一八巻第九号、二八一三五ページを参照されたい。

こうして、世界最大の石油埋蔵量をもつサウジアラビアをも巻き込んだ中近東産油国による、「石油を帝国主義との闘争の武器とせよ」という石油戦略の発動の現実化への契機が形作られていったのである。この契機が本稿の最初で述べた第四次中東戦争によって与えられたのである。

かくして、一九七〇年代に入つての原油の買手市場から売手市場への転換をバックにした公示価格の引上げ、経営参加または国有化といった素早いOPECの動きは、メジャーをはじめ石油会社を一方的に守勢に立たせることによつて、六〇年代における石油会社と産油国との立場を逆転せしめたのである。これ以降、石油価格問題であれ、経営参加ないしは国有化問題であれ、もはやその抑止力を喪失したメジャーは、絶えざるOPECの攻勢の前に、長年にわたつて築き上げた生産カルテルとしての自己の地歩を確実に切り崩されていったのである。

六、現代資本主義と「石油危機」

——むすびに代えて——

以上、一九七三年秋のいわゆる第一次オイル・ショックに焦点をおいて、その契機なり背景などをやや立ち入つて

考察してきた。そこからえられた重要と思われる若干の問題を抽出して、「むずび」としたい。

第一には「石油危機」の政治的背景についてである。I・スキートは一九六〇年代のOPECの運動の過程で、「基調をなす政治的・経済的現実には顕著な変化が起こったことを明確に示す事件」として、(1)一九六七年のアラブ・イスラエル戦争、(2)一九六八年一月に発表されたイギリスのアラビア湾地域からの撤退、(3)一九六九年九月のリビア革命、を指摘し、「この三つの事態は政治的雰囲気を一変し、OPEC内の中東諸国……:に対して、石油各社との交渉、ひいては西側各国との交渉において従来と全く異なる決意と確信を植えつけた」と言っている。一九六七年のアラブ・イスラエル戦争、いわゆる第三次中東戦争と一九六九年のリビア革命についてはある程度すでにふれたので、ここでは一九六八年のイギリスのアラビア湾地域からの撤退声明について検討しておこう。

(一) Ian Skeet, *ibid.* 邦訳1111—111111ページ。

一九六〇年代に入って経済力の弱体化、それを背景としたポンド危機にしばしば悩まされてきたイギリスは、一九六七年秋以降、従来の中東防衛の中心地アデンから駐留軍の撤退を開始し、それに伴って中東司令部をバーレーンに移動せしめたが、翌六八年一月初頭にいたって、国際収支の危機的状况に直面したウィルソン首相は、一九七一年末までにスエズ以東からの全兵力の撤退を発表した。⁽²⁾ アデンは世界屈指の燃料補給港として知られ、またペルシア湾から紅海を経てヨーロッパに運ばれる石油の安全輸送を保障する要衝地でもある。この中東地域からのイギリス軍の全面撤退は、「第二次大戦以来、湾岸地域で起こった最も根本的な変化であり、この地域に一世紀にわたって機能してきた安全保障体制の終わりを告げる」⁽³⁾ ことを物語る。こうして、イギリスの撤退後には「自由世界の石油の三二%を

供給すると同時に、確認埋蔵量の五八%の眠る地域が、力の真空地帯として残され⁽⁴⁾ることになった。「力の真空地帯」を埋めるのはアメリカの軍事力しかないのであるが、アメリカもまたベトナム戦での軍事力の消耗、ドル危機に象徴される経済力の衰退は覆うことのできない事実となって表面化し、かつての「トルーマン・ドクトリン」声明当時の力を喪失しつつあった。特に六〇年代後半以降、西欧や日本における産業の国際競争力の強化によって、世界経済におけるアメリカ産業の優位の減退だけでなく、ベトナム戦争への武力介入によるドルの「たれ流し」にもとづいて、アメリカの国際収支は悪化し、それがさらにはドル危機を深刻化するという悪循環に陥ったのである。こうした状況のもとでは、到底アメリカがその任を負うことができなかった。換言すれば、六〇年代末から七〇年代初頭にかけてのアルジェリア、リビアなどのアラブ急進主義を抑える政治力なり軍事力の行使を裏づける経済力がアメリカにはもはやなかったということである。メジャーおよび米英帝国主義に対する対決姿勢を鮮明にしつつ、原油価格引上げや経営参加などの実現に功を奏したアラブ急進主義は、OPEC内におけるこれらの地位を強化するに伴って、穏健派あるいは親米派といわれるイラン、サウジアラビアなども巻き込んでいった。OPECは「力の真空地帯」を逆手にとつて第一次オイル・ショックの政治的条件を整えていったのである。⁽⁵⁾

(2) 撤退の経緯の詳しい説明は、Fred Halliday, *Arabia Without Sultans*, 1974. 岩永博他訳「現代アラビア」一九七八年、法政大学出版社、第五章「湾岸」を参照されたい。

(3) (4) D. Yergin, *ibid.*, 邦訳(下)二二五ページ。

(5) 第一次オイル・ショックの政治的側面を中東における「米英による重層的支配体制の動揺」の観点から詳しく展開しているのは、館山豊「資源問題」(前掲書所収)である。本稿もこの論文から大きな示唆を受けた。

第二には現代資本主義のもとでの世界的インフレーションの進行と「石油危機」との関連についてである。アメリカ経済、したがってまた世界経済にとり一九六五年は一つの画期をなしている。すなわち、一九六〇年代前半の五年間におけるアメリカの貿易収支の年平均はほぼ五四億ドルの黒字であったのに対し、六〇年代後半の五年間にはその半分近い二八億ドルの黒字に激減⁶⁾し、それに対応してアメリカの金・外貨ポジションも悪化し、一九六五年にいたって外国通貨当局保有のドル資産がアメリカの金・外貨保有高を上回って、それまでの地位を逆転させた。つまり外国通貨当局からドル債権に対する支払い要求があれば、アメリカ政府はそれに応じきれないという状態が出現したのである。これは一方では、六〇年代に入つての西欧、日本の産業などの追い上げに伴うアメリカ産業の国際競争力の減退の結果であり、他方では一九六五年初から開始されたベトナム戦争へのアメリカの武力介入によって、アメリカの輸出増勢を上回る輸入急増の結果である。したがって、国際通貨ドルに優先して金選好が蔓延し、各国通貨を揺さぶっていった。一九六七年一月から翌六八年三月にかけてのいわゆるゴールド・ラッシュによって、金ブール制廃止と金の二重価格制への移行が決定的となり、さらに紳士協定によつてアメリカを除く主要先進国は金・ドル交換を實質上差し控えることを申し合わせた⁷⁾が、これは七一年八月の金・ドル交換を停止するニクソン声明に先行する實質上のIMF協定の破棄であつた。国際通貨ドルの動揺の結果、各国通貨当局はIMF協定で義務づけられている固定為替レートを維持するために、ドル売りに対処してドルを買い支えなければならず、そのための自国通貨の増発はインフレーションを促進していくことになつた。インフレーションの世界的進行はさらにドル減価に拍車をかけることになり、金その他の国際商品に対する投機的思惑買いを促がすことによつてこれら商品相場の急騰をひき起こしていった。国際商品相場の代表的指標であるロイター指数⁷⁾によれば、金をはじめ銅、錫、亜鉛、鉛、砂糖、コーヒーなどが

軒並み騰勢を示している。しかし、原油の公示価格のみは一九六〇年代を通じて据置かれたままであったから、産油国の不満はうっ積していった。すなわち、六〇年代に入って先進的な資本主義諸国はいずれも石油への依存を高め、この過程を通じてこれら諸国ではそれまでの石炭に代って石油が最も重要なエネルギー源となつたにもかかわらず、石油市況の軟化傾向は六〇年代を通じて一貫して継続し、かろうじて原油の公示価格が維持されたものの、その市場価格は公示価格を下回り、低迷していた。アメリカの余剰産油能力が五〇年代後半から六〇年代半ばにかけて約四〇〇万バレル／日——これは自由世界における余剰産油能力総計の三分の二を占める——という高い水準にあつたからであり、それがOPECの価格引上げへの抵抗を弱める緩衝の役割を果たし、資本主義世界における原油の低価格での安定的な供給を保障したのである。

(6) Survey of Current Business, June 1971, p. 32.

(7) 日本銀行「日本経済を中心とする国際比較統計」各年版。

(8) 館山豊、前掲論文（前掲書所収）、三二六ページ。

OPECにとり一九七〇年は重要な転機をなしたが、それはすでに述べたリビア政府による原油公示価格の引上げ、産油量削減を含む新しい石油政策の展開がなされたことにもとづく。リビア原油は当時西ヨーロッパの石油輸入量の二五%を供給し、またスエズ運河の封鎖のためにアフリカ回りのペルシア湾岸原油よりはるかに低コストの上、硫黄分が少ないという有利な条件をもっていたため、公示価格の〇・三ドル／バレルの引上げ、一九七五年まで毎年〇・〇二ドル／バレルずつ引上げることが石油会社は認めざるをえなかつた。リビア原油の公示価格引上げが引き金

となつて、七〇年一二月のカラカスにおけるOPEC総会では石油の公示価格引上げを決議し、それが翌年のテヘラン協定およびトリポリ協定となつて実現されていったことは前述の通りである。相次ぐ公示価格の引上げという、いわば価格引上げの歯止めを喪失したメジャーは、いまや原油価格管理という面でカルテルとして機能不全に陥つたが、その背景には世界的インフレーションの深化とともに、七〇年代に入つて自由世界における余剰産油能力、とりわけアメリカのそれが急速に低下し、石油需給が逼迫してきたからである。J・E・スペロが挙証している数字によれば、一九六二年と一九七二年とを比較して、アメリカの石油消費は一〇二三万バレル/日から一五九八万バレル/日(西欧全体として同期間に五二四万バレル/日から一四二〇万バレル/日に激増したが、なおアメリカ一国の消費量には及ばない)に五六%増大し、したがつて石油消費に占める石油輸入の割合も同期間に二〇・七%から二九・七%に増大していった。原油を含むアメリカの商品輸入の著増は、経常収支の悪化と相俟つて大量のドル撤布に帰結し、それがいつそうインフレを促進することによつてOPECの石油戦略発動の客観的条件を形作つていたのである。

(㉞) J. E. Spero, *The Politics of International Economic Relations*, 1981. 首藤信彦他訳『国際経済関係論』一九八二年、好学社、二四四ページ。

「石油危機」の背景として以上の二点を指摘したが、要するに一九六〇年代から七〇年代にかけてのアメリカの政治力および経済力の弱体化にそれを求めることができよう。その延長上に「石油危機」発生の契機があるとすれば、アメリカの政治力および経済力の弱体化を象徴的に物語るベトナム敗戦ぬきに「石油危機」は語れないことにならう。「石油危機」は石油資源の物理的涸渇化、絶対的制限からひき起こされたものではなく、現代資本主義がなお余命を保

っている帝國主義としての反革命的 성격の挫折からひき起こされたものであるといえよう。

〔以上〕

（一九九一年一月三日）